

薬生食輸発0526第2号
令和3年5月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(トルコ産ひよこ豆のアフラトキシン、パラグアイ産チアシードのアフラトキシン及びベネズエラ産カカオ豆のシペルメトリン)

標記については、令和3年3月30日付け薬生食輸発0330第1号(最終改正:令和3年5月21日付け薬生食輸発0521第1号)にて通知したところである。

今般、トルコ産ひよこ豆のアフラトキシン、パラグアイ産チアシードのアフラトキシン及びベネズエラ産カカオ豆のシペルメトリンについて、食品衛生法第23条に基づく輸入食品監視指導計画の検査命令の解除要件を満たすことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

1. 別添1のトルコの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
ひよこ豆及びその加工品(ひよこ豆を30%以上含有するものに限る。)		総アフラトキシン(アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和)	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除し、

2. 別添1のパラグアイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
チアシード及びその加工品（チアシードを30%以上含有するものに限る。）		総アフラトキシン（アフラトキシンB1、B2、G1及びG2の総和）	別表2によること。	平成23年8月16日付け食安発0816第2号「総アフラトキシンの試験法について」によること。	総アフラトキシンが10µg/kgを超えて付着又は含有しているおそれがあるため。

を削除し、

3. 別添1のベネズエラの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
カカオ豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		シペルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.03ppm）を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

を削除する。